

依頼会員・協力会員の皆さまへ

会員利用の 手引き



和光市高齢者版ファミリーサポートセンター事務局
まちかど生き生きプラザ

目次

- 1 : 事業の目的
- 2 : 相互援助活動とは
- 3 : 会員の要件
- 4 : 会員の責務
- 5 : 相互援助活動の内容
- 6 : 相互援助活動で行わないこと
- 7 : 活動の流れ
- 8 : 利用方法
- 9 : GBERについて
- 10 : 事業の実施日時
- 11 : 報酬の基準
- 12 : 報酬の計算方法
- 13 : 入会、退会
- 14 : 保険
- 15 : 緊急対応マニュアル

和光市高齢者版ファミリーサポートセンター事務局を以下「事務局」と呼びます。



@和光市

1. 事業の目的

高齢者の日常生活のちょっとしたお困りごとを、地域の方が援助により解決し、高齢者が安心して暮らせる環境を作るための地域活動のひとつです。

高齢者の支援

社会参加

互助力強化

ケアラー支援

2. 相互援助活動とは

高齢者【依頼会員】の日常生活上の困りごとに、地域の有償ボランティア【協力会員】が援助する活動です。



高齢者や高齢者を介護する家族

【依頼会員】



高齢者の援助を行いたい人

【協力会員】

3. 会員の要件（次に掲げる要件のいずれにも該当する方が対象）

依頼会員



- ①市内に在住する65歳以上の方
- ②支払い等の判断能力がある方
- ③事業の趣旨を理解していただける方

協力会員



- ①18歳以上の市内または市に隣接している地域に在住・在勤している方
- ②心身ともに健康で、事業の趣旨を理解していただける方
- ③和光市高齢者版ファミリーサポート養成講座を受講した方

65歳以上の方は、依頼会員へも協力会員へも登録することができます。



4. 会員の責務

1

活動の主旨と決まりを守り、誠実に相互援助活動に、ご参加ください。

2

お互いのプライバシーは守りましょう。退会した際も、同様です。

3

活動中は、会員の手引き・会員証を携帯し、必要な際には、提示しましょう。

4

活動中は安全確保に務め、異常があった際には、緊急時対応のマニュアルに従い、適切な処置を行ってください。

5

物品（商品）の販売や斡旋・勧誘のほか、宗教活動、もしくは政治活動等は行わないでください。固く禁止いたします。

6

同時に複数の会員に対して活動を行ってははいけません。

※会則の「会員の責務」を守らなかったときは、退会していただく場合があります。

5. 相互援助活動の内容

- ① 食事の準備、および後片付け
- ② 日常的に使用する部屋の掃除、整理整頓
- ③ 衣類・リネン類等の洗濯・整頓
- ④ 通院および買い物等、外出の際の付添いや手助け
- ⑤ 話し相手や趣味の相手
- ⑥ 家庭ごみの分別、集積所まで搬出
- ⑦ 敷地内の草むしりの手伝い
- ⑧ 見守りや安否確認

原則1時間以内

依頼会員と協力会員が、お互い納得したうえで、協力会員ができる範囲での援助を行いましょう。



@和光市

※食材料代、洗剤代等については、依頼会員が実費を支払いいただきます。

※交通費については公共交通機関・タクシーを利用した場合は、依頼会員の实費とします。また、外出の付添いなどで発生する協力会員の費用も、依頼会員の实費といたします。

6. 相互援助活動で行わないこと

- ① 身体の介護、医療的なケア
- ② 一人で歩行することができない方に対する外出の援助
- ③ 庭木の剪定、室内の清掃又は修繕その他の専門的な業務
- ④ 銀行に係る手続き又は金銭の管理
- ⑤ 契約に係る代理人、代行人又は立会人となること
- ⑥ 泊りがけの活動
- ⑦ 依頼会員や協力会員の自家用車の使用



援助中に判断に迷うとき、困ったときは、
必ず事務局（048-452-5088）へお電話ください。
事務局にて内容の確認をいたします。

7. 活動の流れ



※ましかど生き生きプラザは、和光市より本事業事務局を委託された介護予防拠点です

①利用申し込み

②援助依頼

③協力会員の紹介

⑥活動報告書提出

④事前打ち合わせ・援助活動開始

⑤活動終了後、活動報告書作成、書類の受領・謝礼の受渡し

依頼会員

協力会員

8. 本事業の利用方法

①依頼会員は事務局に援助依頼の電話をする

②事務局はGBER上に援助依頼の情報を掲載

③協力会員はGBER上にて援助協力の申し込み

④事務局から依頼会員に打合せ日を相談・確定

⑤事務局・協力会員が依頼会員宅にて事前打合せ

⑥事前打合せ後協力会員は援助実施

⑦援助完了後依頼会員から謝礼と活動報告書にそれぞれ署名

⑧協力会員は事務局へ月1回、活動報告書を提出（毎月10日まで）

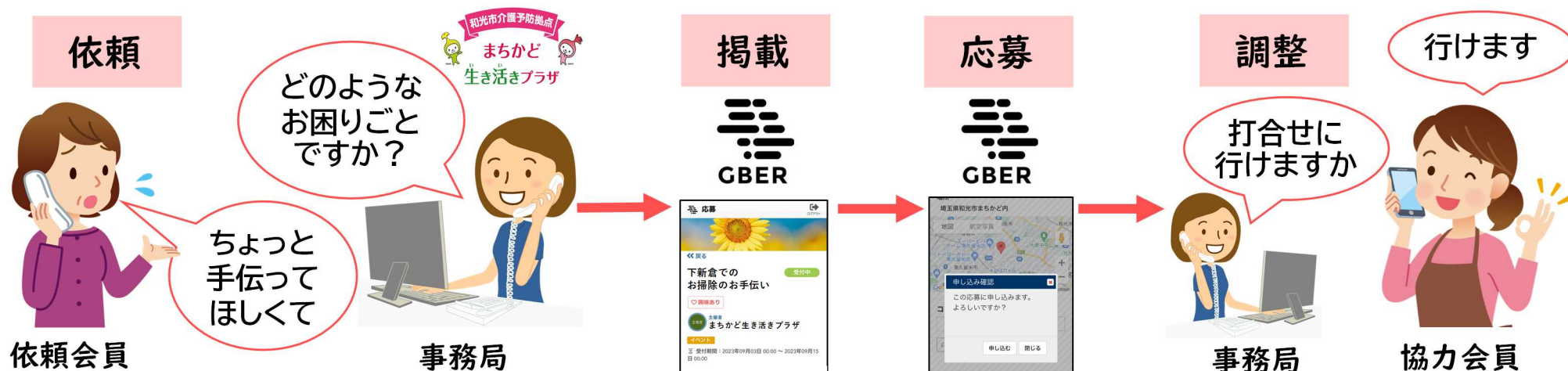
■事務局へ依頼した日から援助活動の日までの日時が短い際は、協力会員の調整がつかないことがあります。申し込みはできるだけ早目をお願いします。

■2回目以降、援助を行った会員同士が再度援助を行う場合は②～⑤の手順を省略することがあります。2回目以降であっても①の事務局への連絡は必須です。

9.GBERについて

高齢者版ファミリーサポートセンター事業の依頼と援助のマッチングには、「和光市版GBER」というウェブブラウザアプリを使用することができます。

■GBER利用のイメージ



- ①依頼会員は事務局に援助依頼をします。
- ②事務局は援助依頼を受けたら、GBER上に援助依頼者情報（個人名なし）を掲載いたします。
- ③協力会員はGBERを確認し、援助可能であれば申し込みをしていただき、マッチングが成立します。

10. 事業の実施日時



平日（月曜～金曜）

午前10:00～午後4:00

土日祝日、夏季休暇、年末年始はお休みとなります。
夏季休暇、年末年始の活動に関しては、市のホームページや
GBER上にて報知いたします。

事業を実施する時間は、午前10時から午後4時とします。
この時間以外の相互援助活動は、和光市、事務局、依頼会員、
協力会員で事前調整の上、必要と認められたものに限ります

11. 報酬の基準

援助時間は、依頼者宅を訪問した時間から退去した時間となります。

※事前打合せは援助時間に含まれません。

最初の30分までは、それに満たない場合でも30分とみなします。

援助時間が30分を超えた場合は、30分毎に500円を加算します。

高齢者が2人以上同居の場合は1人分の基準額とします。

依頼会員が支援依頼をキャンセルした場合は、下表の通り依頼会員が負担してください。キャンセル料は、次回援助日などに協力会員にお渡してください。

※協力会員が体調不良などで、援助を取りやめた場合は、実施できないこともあります。

キャンセル表

前営業日までのキャンセル	無料	当日キャンセル料金例 30分依頼の場合報酬 500円⇒キャンセル料250円 60分依頼の場合報酬1,000円⇒キャンセル料500円
当日キャンセル	報酬額の半額	
無断キャンセル	報酬額の全額	

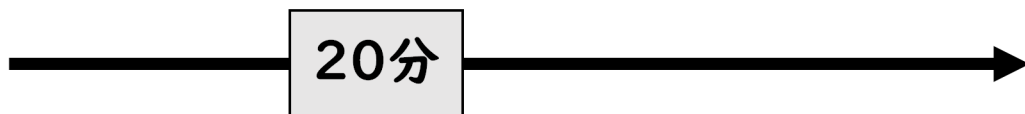
※事務局の営業日は、土日祝日と別に定める休日を除く平日の10:00～16:00になります。

12. 報酬の計算方法

1. 活動開始から終了まで30分に満たない場合

例) 10:30から始まり、10:50に終了したとき

10:00 10:30 11:00 11:30 12:00

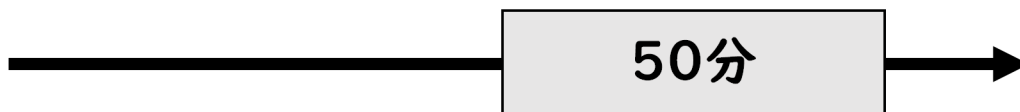


30分に満たない20分
500円
※交通費実費

2. 活動開始から終了まで1時間に満たない場合

例) 10:30から始まり、10:50に終了したとき

10:00 10:30 11:00 11:30 12:00



1時間に満たない50分
1,000円
※交通費実費

13. 会員登録・変更・退会

「会員登録」及び「記載事項」の変更

- ①会員登録・変更申請書をファミリーサポートセンター事務局へお出してください。
(様式第1号—1又は様式第1号—2)
- ②和光市からの承認を受け、事務局が会員証を発行します。
- ③会員は、申込書に記載した事項に変更が生じた時には、速やかに事務局を通じて和光市に届出ください。

退会

- ①会員は退会しようとするときは、事務局を通じて和光市に届けてください。
- ②会員が入会時の規定する要件を満たさなくなったとき、またはこの会則もしくは、和光市高齢者版ファミリーサポートセンター事業実施要綱（令和5年4月1日施行）の規定に違反し、会員として適さないと認められるときは、和光市は、当該会員を退会させることができます。
- ③会員は、退会したときは、直ちに会員証を事務局へご返却ください。

14. 保険

会員は、相互援助活動中の事故や怪我等に備え、また安心して活動を行うことを目的として、和光市が指定する補償保険に一括して加入いたします。また保険料は、和光市が負担いたします。

基本補償	ケガの補償	個人	死亡保険金	410万円(条件有)	
			後遺障害保険金	障害の程度により、死亡・後遺障害保険金額の4~100%	
			入院保険金日額	3,100円	
			手術 保険金	入院中の手術	31,000円
				外来の手術	15,500円
			通院保険金日額	2,000円	
	賠償責任の補償	団体	対人・対物賠償(個人賠償責任保険金)	1億円(1事故限度額)	
			対人・対物賠償(条件有)	2億円(期間中限度額)	
			人格権侵害・宣伝障害(条件有)	2億円(期間中限度額)	
			現金保管中の盗難損害賠償	10万円(期間中限度額)	
事故対応特別費用(条件有)			500万円(期間中限度額)		
被害者対応用(対人見舞費用)(条件有)			死亡10万円・入院3万円・通院1万円(期間中50万円限度)		
ケアマネジメント業務における経済的損害賠償			100万円(期間中限度額)		
オプシオン	感染症の補償	死亡	100万円		
		入院15日以上	5万円		
		入院8日以上14日以内	3万円		
		入院4日以上7日以内	2万円		
		通院4日以上	1万円		

会員は、相互援助活動中に事故が発生した場合は、別に定める緊急時対応のマニュアルに従い、必ず事務局へ

15. 緊急対応マニュアル

傷病者発見

安全な場所へ移動

- 危険物がない場所、車が通らない場所、日陰などを選ぶ
- 発見した時刻を覚えておく

意識の確認

- 呼びかけ
- 体をゆする、叩く
- 会話を試みる

- 事務局
まちかど生き生きプラザ
048-458-5088
- 和光市役所
長寿あんしん課
048-424-9138 (直通)
- 救急車を呼ぶか迷うとき
救急安心センター事業
#7119

①意識がない・会話が成立しない

119番通報

- 発見時の時刻、状態を伝える
- 現在の場所、状態を伝える
- 救急隊の指示を仰ぐ

初期救命活動

- AEDを使用した救命活動または救急隊の指示による救命活動
- ※救命講習で学びます

救急隊へ引継ぎ

- 救急隊へ状況報告
- 搬送先を市に報告してほしい旨を伝えます

事務局へ連絡

- 対象者のお名前
- 状況の報告

②会話できるが様子がおかしい

事務局へ連絡

- 発見時の時刻、状態を伝える
- 現在の場所、状態を伝える

見守り

- できるだけ会話を試みて急変に気づきやすくする
- 急変があれば119番通報

事務局へ引継ぎ

- 事務局へ状況報告

③落ち着きがない、暴言等がある

事務局へ連絡

- 安全な場所から連絡する
- 状況を伝える

見守り

- 安全な場所から見守る
- 急変があれば110番通報

事務局へ引継ぎ

- 事務局へ状況報告

④本人や他人を傷つける恐れがある

110番通報

- 安全な場所から連絡する
- 状況を伝える
- 警察の指示を仰ぐ

事務局へ連絡

- 安全な場所から連絡する
- 状況を伝える

【事務局】から依頼会員または、協力会員の緊急連絡先へ連絡

MEMO

お気軽に事務局までお問い合わせください

まちかど生き生きプラザ

和光市下新倉1丁目4-17

☎ 048-452-5088

平日10～16時(土・日・祝祭日はお休み)

■業務委託元：和光市役所 長寿あんしん課

ぜひ、
お立ち寄り
ください

